

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和5年3月号 vol.101



今年はJリーグ30周年。いよいよ開幕しましたね。
私が愛する松本山雅は、この記念すべき年にJ3での開幕を迎えます。今シーズンは、J3からの降格制度も出来、早くJ3地獄から抜け出したいものです。
3月末は、故郷信州にも帰省予定です。今年は全国で桜の開花が早まりそうですが、信州はまだ帰省の頃は蕾でしょうか。雪国ならではの春を感じられるもの、見つけてきたいと思います。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



今回もインボイス制度のお話し。令和5年度の税制改正で、免税事業者がインボイス発行事業者を選択して課税事業者となった場合の負担軽減措置が設けられる予定です。

”注目の2割特例、インボイス登録を再度、検討されてみては”

今回の負担軽減措置は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者が対象になります。具体的には以下のような者です。

- ・免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
 - ・免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で、登録を受けインボイス発行事業者となる者
- (従って、2年前の売上が1千万円を超えるなどして、自動的に課税事業者になった者などは対象外です)

(例) 年間売上880万円(うち消費税80万円)、経費330万円(うち消費税30万円) のサービス業者の場合

- | | | |
|------------|------------------------------|-----------------|
| ○免税事業者のまま | →消費税の納税はなし | |
| ○簡易課税制度を選択 | [本来] 売上の消費税80万円の5割 | →40万円の消費税納税 |
| | [特例] 売上の消費税80万円の2割 | →16万円の消費税納税 有利☆ |
| ○原則課税 | [本来] 売上の消費税80万円 - 経費の消費税30万円 | →50万円の消費税納税 |
| | [特例] 売上の消費税80万円の2割 | →16万円の消費税納税 有利☆ |

※2割特例の選択は、事前に届出をしなくても申告時に選択が可能です(3年間の措置)。

「今月の本の紹介」

「ペストの夜」
(オルハン パムク 著・早川書房)

オスマン帝国の末期。東地中海に浮かぶ島 ミンゲル島を舞台に繰り広げられる人間と疾病の苛烈な闘いを描いた作品です。
ミンゲル島自体は架空の島ですが、歴史的事実に裏打ちされたストーリーに、ペストという恐ろしい病に立ち向かっていく人間の姿、感染が拡大する中での人間の愛と憎悪、そして異文化が交錯する中での宗教対立など、様々な要素が混ざり合い、とても引き込まれる一冊でした。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ボリボリ大根>

- ・大根 1/4本 →8~9mmの棒状に切る
 - ・しょうゆ 大3、酢 大1.5、砂糖 大1.5、唐辛子 1本(半分に)
- (A)

- ①全てをラップして密着させる。
- ②30分~1日おいて出来上がり。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所